

独立行政法人緑資源機構法案要綱

第一 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人緑資源機構とすること。
（第二条関係）

第二 機構の目的

独立行政法人緑資源機構（以下「機構」という。）は、農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とすること。（第三条関係）

第三 資本金

機構の資本金は、附則の規定により政府から出資があつたものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる

こととし、機構は、その出資額により資本金を増加するものとする。 (第五条関係)

第四 役員及び職員

一 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、理事四人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。 (第八条関係)

三 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 (第十条関係)

第五 業務の範囲

一 機構は、第二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

(一) 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

- (二) (一)の事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。
- (三) (一)又は(二)の事業により開設され、改良され、又は復旧された林道の維持、修繕その他の管理を行うこと。
- (四) (一)の事業の施行により森林の造成の事業を行うことが経済的かつ技術的に可能となつた地域内における森林の造成の事業を当該土地の所有者の委託により行うこと。
- (五) 豊富な森林資源を有する国有林と民有林とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道の災害復旧の事業であつて、国有林野事業として行われるものを国の委託により行うこと。
- (六) 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、造林者又は造林費負担者として分収造林契約の当事者となり、当該契約に基づき森林の造成に係る事業を行うこと。
- (七) 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、(六)の地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の

生産条件が不利な地域（以下「特定地域」という。）の区域内において、（六）の事業及びイから八までの事業を一体として行う事業（これと併せて行うニ又はホの事業を含む。）で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの（以下「特定地域整備事業」という。）を行うこと。

イ 農用地の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業

ロ 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設又は改良

ハ 農用地を林地とするための土地の形質の変更の事業

ニ 育林者又は育林費負担者として分収育林契約の当事者となつて行う当該契約に基づく育林に係る事業

ホ 造林又は育林を行うための林道の開設又は改良

（八）（七）のイの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土

地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

(九) (七)の口の事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設又は七のホの事業を行うことにより開設され、若しくは改良された林道についての災害復旧事業を施行すること。

(十) (一から九までの事業に附帯する事業を行うこと。

二 機構は、一の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができること。

(一) 地方公共団体又は森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の委託により、一の(一)の地域における林道の開設、改良又は災害復旧の事業を施行すること。

(二) 国際協力事業団等の委託により、開発途上にある海外の地域における農業開発(以下「海外農業開発」という。)に関する調査その他の事業並びに当該事業に関連して必要な情報の収集及び整備を行うこと。

三 機構は、一及び二の事業を行うに当たっては、環境の保全について配慮しなければならないものとする。

(第十一条関係)

第六 特定地域整備事業に係る基本計画

農林水産大臣は、都道府県から、特定地域内の区域を特定して機構が特定地域整備事業を行うべき旨の申出があつた場合において、申出の内容が次に掲げる要件を備えているものと認めるときは、第五の一の（七）の基本計画を定め、これを公表しなければならないものとする。

一 申出に係る区域が、農業の生産基盤の整備の程度が低い農用地及び造林又は育林を早急に実施する必要があると認められる森林が相当程度存在する地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二 申出に係る事業の施行によって利益を受けるべき土地（以下「受益地」という。）の面積が、政令で定める面積以上のものであること。

三 一及び二に掲げるもののほか、申出に係る区域及びその周辺の地域における農林業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、申出に係る事業を行うことによりこれらの地域の農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進が図られると見込まれるものであること。

（第十二条関係）

第七 林道事業実施計画

一 機構は、第五の一の（一）又は（二）の事業を施行しようとするときは、第五の一の（一）の基本計画に基づいて

、その路線ごとに、林道事業実施計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならないこと。

二 機構は、林道事業実施計画を定めるには、林道事業実施計画案を公表して、当該事業につき利害関係を有する市町村の長及び当該林道事業実施計画案につき意見を有する利害関係人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこと。
(第十三条及び第十四条関係)

第八 特定地域整備事業実施計画

一 機構は、特定地域整備事業を行おうとするときは、第五の一の七の基本計画に基づいて特定地域整備事業実施計画を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならないこと。

二 機構は、特定地域整備事業実施計画を定めるには、特定地域整備事業実施計画案を公表して、事業参加資格者等の同意を得るとともに、第五の一の七のホの事業につき意見を有する利害関係人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこと。
(第十五条関係)

第九 賦課金

機構は、第五の一の一、(二若しくは七)のホの事業又は第五の一の九の事業(林道に係るものに限る。)によって利益を受ける者で、当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につき権原に基づき使用又

は収益を行うもの等に対し、その者の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を賦課徴収することができること。
(第二十一条関係)

第十 費用負担

一 第五の一の一又は七のホの事業に係る受益地の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、その事業に要する費用の一部を負担金として機構に支払わなければならないこと。
(第二十三条関係)

二 機構は、第五の一の七のイから八まで若しくは八の事業又は第五の一の九の事業(土地改良施設に係るものに限る。)に要する費用の一部を当該事業の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができること。

三 二の都道府県は、二の事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者等で、当該事業によって利益を受けるものから、その者の受ける利益を限度として、二による負担金の全部又は一部を徴収することができることとするほか、都道府県による当該負担金の徴収等に関する規定を整備すること。
(第二十四条関係)

第十一 区分経理

機構は、第五の一の六及び七の二に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。
(第二十九条関係)

第十二 積立金の処分

機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該期間における業務の財源に充てることができるものとする。
(第三十条関係)

第十三 長期借入金等

機構は、第五の一の一、(二)及び六から九までの事業に要する費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は緑資源債券を発行することができるものとする。
(第三十一条関係)

第十四 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とすること。
(第三十四条関係)

第十五 その他

罰則規定その他所要の規定の整備を行うものとする。

第十六 附則

一 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。ただし、附則第十条から第十四条まで及び第十六条から第二十二条までの規定は、同年十月一日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 緑資源公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継すること。
(附則第四条関係)

三 機構は、公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算上廃止前の緑資源公団法(以下「旧公団法」という。)の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち賦課金若しくは負担金の徴収又は長期借入金若しくは緑資源債券の償還に要する費用として農林水産大臣の承認を受けた金額を、機構の成立の日を含む中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該中期目標の期間における業務の財源に充てることができること。
(附則第五条関係)

四 業務の特例

(一) 機構は、旧公団法附則第十条第一項第二号又は第三号の規定により貸し付けられた資金に係る債権

の回収が終了するまでの間、第五の一及び二の業務のほか、当該債権の管理及び回収を行うことができること。

(二) 機構は、第五の一及び二並びに(一)の業務のほか、旧農用地整備公団法第十九条第一項及び第二項の業務で森林開発公団法の一部を改正する法律の施行前に開始されたもの並びにこれらに附帯する業務、同条第三項の業務並びに旧農用地整備公団法附則第十九条第一項の業務を行うことができること。

(附則第七条及び第八条関係)

五 緑資源公団法は廃止すること。
(附則第十条関係)

六 その他所要の経過規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。